第十九条中「第二十六条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の三条を加える。

（自主回収・再資源化事業計画の認定の申請者の使用人）

第二十七条　法第五十四条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、自主回収・再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第二十八条　法第五十四条第三項第三号ホ及びヘの政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準）

第二十九条　法第五十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　あらかじめ、使用済指定再資源化製品（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものに限る。次号イからハまでにおいて同じ。）を排出する事業者に対して、当該事業者に係る法第五十七条第二項に規定する行為を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及びその者が認定自主回収・再資源化事業計画に記載されていることを示して、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。

二　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ　委託に係る使用済指定再資源化製品の数量

ロ　使用済指定再資源化製品の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ　使用済指定再資源化製品の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ　その他環境省令で定める事項

三　前号に規定する委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

第十八条中「第二十五条第三項」を「第五十二条第三項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条第一項中「第二十五条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条第一項」を「第五十二条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条中「第二十三条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（指定調査機関の指定の有効期間）

第二十一条　法第三十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（設計認定等の申請に係る手数料の額）

第二十二条　法第四十八条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　主務大臣が設計調査の全部を自ら行う場合　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　設計認定を受けようとする者　一万七千二百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。ロにおいて同じ。）による場合にあっては、一万五千六百円）

ロ　法第三十一条第一項の変更の認定を受けようとする者　一万千四百円（電子申請による場合にあっては、九千九百円）

二　主務大臣が指定調査機関に設計調査の一部を行わせることとした場合　別に政令で定める額（指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の認可）

第二十三条　法第四十八条第二項の規定による認可を受けようとする指定調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び設計調査の業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該設計調査の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第十五条中「第二十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十九条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の計画の作成に係る生産量又は販売量の要件）

第十六条　法第二十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品ごとにその事業年度における生産量（その事業の用に供するために発注して製造したものの生産量を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は販売量（指定脱炭素化再生資源利用促進事業者が自ら輸入したものの販売量に限る。以下この条及び次条において同じ。）がそれぞれ当該各号に定める生産量又は販売量以上であることとする。

一　プラスチック製容器包装　一万トン

二　自動車　一万台

三　ユニット形エアコンディショナ　五万台

四　テレビ受像機　五万台

五　電気冷蔵庫　五万台

六　電気洗濯機　五万台

（指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対する勧告に係る生産量又は販売量の要件）

第十七条　法第二十五条第一項の政令で定める要件は、次の各号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品ごとにその事業年度における生産量又は販売量がそれぞれ当該各号に定める生産量又は販売量以上であることとする。

一　プラスチック製容器包装　一万トン

二　自動車　一万台

三　ユニット形エアコンディショナ　五万台

四　テレビ受像機　五万台

五　電気冷蔵庫　五万台

六　電気洗濯機　五万台

（指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十八条　法第二十五条第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る指定脱炭素化再生資源利用促進事業者ごとにそれぞれ当該各号に定める審議会等とする。

一　プラスチック製容器包装　プラスチック製容器包装を製造する事業者については産業構造審議会、プラスチック製容器包装の製造をその事業の用に供するために発注する事業者及びプラスチック製容器包装に入れられ、又はプラスチック製容器包装で包まれた商品の販売（指定脱炭素化再生資源利用促進事業者が自ら輸入したものの販売に限る。第三十七条において同じ。）の事業を行う事業者については、次のイからニまでに掲げる事業ごとにそれぞれ当該イからニまでに定める審議会

イ　たばこ事業又は塩事業　財政制度等審議会

ロ　酒類業　国税審議会

ハ　食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業又は飲食料品小売業　食料・農業・農村政策審議会

ニ　イからハまでに掲げる事業以外の事業　産業構造審議会